## 第36回小山市農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年5月25日(木)午後1時30分から午後3時10分
- 2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室
- 3. 出席委員 18人

会長 19番 山 中 哲(議長)

1番 舘 野 強 志

3番 篠 﨑 巌

4番 片 柳 伸 三

5番 板 子 博 昭

6番 山野井 登喜江

7番 石 川 敦 子

8番 町 田 守 夫

9番 知 久 六 丸

10番 町 田 利 郎

11番 永 嶋 朋 子

12番 小久保 告 雄

13番 佐 山 光 以

14番 大 塚 稔

15番 山 本 光 康

16番 橋 本 政 昭

17番 本 橋 信 男

18番 上 野 明 宏

#### 欠席委員 1人

2番 須 藤 正 達

#### 4. 議事日程

#### 議事録署名人の選出

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 非農地証明願について
- 議案第4号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(重要変更)
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について (再配分)
- 議案第7号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況(案)に ついて
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件に ついて
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件に ついて

#### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長高橋信雄

農政対策係 係 長 佐藤啓子

農地調整係 係 長 髙 山 芳 雄

主 査 金澤卓哉 主 事 渡辺駿介

農地利用最適化推進係 係 長 中 村 俊 也

主 査 笹 崎 ひろ子

#### 6. 農政課職員

農業振興係 係 長 渡邉 拓 也

主 事 渡辺康太郎

事務局

ただいまより、第36回小山市農業委員会総会を開会いたします。総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は18名であります。農業委員会法第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、山中会長にご挨拶をお願いいたします。

議長

(あいさつ)

事務局

ありがとうございました。小山市農業委員会総会規則第5条により、総会議長は 会長が務めることになっておりますので、山中会長にこれよりの議事進行をお願い いたします。

議長

それでは、お手元の議事日程に基づきまして、議事を進行していきたいと思います。始めに、議事録署名人の選出を行いたいと思います。いかように選出したらよろしいかお諮りします。

(議長一任との声あり)

議長

それでは、議席番号9番知久六丸委員、10番町田利郎委員を議事録署名人に任命いたします。よろしくお願いいたします。

なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の金澤主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明 を求めます。

事務局

議案第1号 農地法第3条農地等の権利移動に関する許可申請につきまして、ご 説明を申し上げます。

議案書の2ページ、別紙位置図1~3ページをご覧ください。

今回は、5件の申請がございました。

まず、番号1番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は :畑1筆 面積 518㎡

権利取得後の経営面積は : 88a

農機具等の保有状況は:トラクター、消毒管理機、ポンプを所有しており

労働力は: 2人

申請地は、自宅から30mのところに位置する農地です。

以上が1番でございます。

続きまして、番号2番につきまして、併せてご説明申し上げます。

こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は :田2筆 面積 238㎡

権利取得後の経営面積は : 246a

農機具等については:トラクター、コンバイン、田植機等を所有しており

労働力は: 3人

申請地は、自宅から20mのところに位置する農地です。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は :田1筆 面積 227㎡

権利取得後の経営面積は : 55 a

農機具等の保有状況は:トラクター、コンバイン、乾燥機を保有し、

労働力は:3人

申請地は、自宅から10mのところに位置する農地です。

以上が3番でございます。

続きまして、番号4番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは贈与による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は : 畑1筆 面積 1,927㎡

権利取得後の経営面積は : 246 a

農機具等の保有状況は:トラクター、コンバイン、田植機を所有しており

労働力は: 3人

申請地は、自宅から1kmのところに位置する農地です。

以上が4番でございます。

続きまして、番号5番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。

対象農地は :田1筆 面積 2,007㎡

権利取得後の経営面積は : 174 a

農機具等の保有状況は:トラクター、管理機を保有し、

労働力は:1人

申請地は、自宅から3.7kmのところに位置する農地です。

農地 1 Oa 当たりの対価は : 3 O万円です。

以上が5番でございます。

以上、5件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題が無く、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

15番

番号1番について、補足説明をさせていただきます。

山本委員

私も申請人や申請地について調査をしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

渡し人と受け人は兄弟です。渡し人は相続で農地を取得しましたが、農地の耕作が難しいため、受け人に農地を贈与することで話がまとまったため、今回の申請に 及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われますの で、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9番

番号2番と3番について、併せて補足説明をさせていただきます。

知久委員 私も申請人や申請地について調査をしました。

申請人はお互いに隣接した農地を持っておりますが、土地が不整形であり、農地を耕作しづらいと感じておりました。そのため、土地を分筆してお互いに贈与し合うことで土地の形状を良くしようと考え、今回の申請に及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われますの で、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9番

続きまして、番号4番について、補足説明をさせていただきます。

知久委員

私も申請人や申請地について調査をしました。

渡し人は農地を相続しましたが、農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。申請地の近くで農業を営む受け人に相談したところ、贈与することで話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われますの で、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

17番

番号5番について、補足説明をさせていただきます。

本橋委員 私も申請人や申請地について調査をしました。

渡し人は相続により土地を取得しましたが、自身は農業を行っていないため、農 地の管理に苦慮しており、以前より農地を手放すことを検討していました。親族で ある受け人へ相談したところ、売買することで話がまとまったため、今回の申請に 及んだものです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われますの で、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、ただいまの案件について、 ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長 それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、可決いたします。

議 長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明 を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書3ページ、別紙位置図4ページでございます。

今回は、1件の申請がございました。5月16日に調査委員会1班と事務局で現 地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、駐車場でございます。

転用しようとする土地は、畑3筆 面積4,215㎡。

申請の理由ですが、申請人は自動車用電子機器の製造を業とする法人です。事業 拡大により従業員数が100名以上増員になり、従業員の駐車場を確保する必要性 が出てきました。申請地は工場から道路を挟んで隣接しており、利便性が高いため 駐車場とするのに適していることから、今回の申請に至ったとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支 障なし。

取水排水はなし。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、南側東側は宅地、西側は農地、北側は宅地。

農地との間には土留を設置して影響が及ばないようにするとのことです。

資金計画につきましては、事業費4,865万円で、自己資金で賄うとのことで、残高証明書が添付されております。

以上が1番でございます。

続きまして、番号2番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積330㎡。

申請の理由ですが、受け人は現在アパートに居住しておりますが、将来のことや 実家の協力や介護を考え、自己用住宅の建築を計画し、実家近くの土地を探したと ころ申請地が適地であり、今回の申請に及んだとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後市側溝へ放流とのことで、市道路課からの同意を得ております。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北、西側は農地、東側は道路、南側は宅地。農地との間にはネットフェンスを設置して影響が及ばないようにするとのことです。

資金計画につきましては全体事業費2,078万円で、融資で賄うとのことで、融資証明書が添付されております。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑3筆、面積426.61㎡。

申請の理由ですが、受け人は現在アパートに居住しておりますが、2人の子供の成長に伴い、自己用住宅の建築を計画し、住みやすく通勤の利便性が良い土地を探したところ、申請地が適地であり、今回の申請に及んだとのことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後水路へ放流とのことで、国分寺土地改良 区からの同意を得ております。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北、南側は道路、東側は畑、西側は宅地。農地との間には生垣を設置して影響が及ばないようにするとのことです。

資金計画につきましては全体事業費2,770万円で、自己資金と融資で賄うと

のことで、残高証明書、融資証明書が添付されております。 以上が3番でございます。

以上3件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

9番 知久委員 番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申請者は主に自動車用電子機器の製造販売を行う法人で、小山市内において事業 を営んでいます。事業拡大に伴い、従業員が増えることから駐車場敷地が必要にな り、今回の申請に至ったとのことです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われますの で、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号2番について、補足説明いたします。

申請理由ですが、受け人は、アパートで妻と2人で暮らしており、自己用住宅の 建築を計画しました。申請地は両親の実家の隣で、将来の介護や子育ての援助な ど、生活の協力をしやすいため、住宅建築に適していることから、今回の申請に至 ったとのことです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われますの で、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

7番 石川委員

番号3番について、補足説明いたします。

申請理由ですが、アパートで妻と子2人、4人家族で暮らしております、子供の成長に伴い手狭になったため、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は勤務先への通勤に便利で、十分な敷地面積を確保できることから、適地であるため、申請に至ったとのことです。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われますの で、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、この議案についてご意見、 ご異議はございませんか。

議長

番号1番について、賃借料はいくらでしょうか。

事務局

敷地全体で月額20万2千円です。

先程説明いたしました、事業費4,865万円は路盤舗装等駐車場造成工事で必要となる費用です。

議長 番号3番について、土地の売買価格はいくらでしょうか。

事務局 土地の売買価格は517万円です。

議長したでは、ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議長ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、可決してよろ しいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長 それでは、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、可 決いたします。

議 長 議案第3号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 非農地証明願について、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、別紙位置図5ページでございます。

今回は、1件の申請がございました。5月16日に調査委員会1班と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

願出地は、畑1筆、面積257㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和30年頃から宅地として利用されてきました。 住宅の建築のため調査を行ったところ願出地が農地であることが判明したため、今 回の願出に至りました。

願出地は、空中写真により、少なくとも30年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が1番でございます。

以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

8番

番号1番について、補足説明いたします。

町田委員

この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和30年ごろから願出人の住宅として利用されてきました。住宅建築のため土地の調査を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのことです。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、非農地で証明してやむを得ないものと 思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、この議案について、ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。 議案第3号「非農地証明願について」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長

それでは、議案第3号「非農地証明願について」、可決いたします。

議長

議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(重要変更)」、この案件は、市農政課から意見聴取を求められている案件ですので、農政課職員の出席を求めます。

(農政課職員入室)

議長

それでは、議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について (重要変更)」について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更(重要変更)につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書4から5ページ、別紙位置図6から10ページでございます。

この案件は、市農政課に申出のあった、農業振興地域の農用地区域からの除外・編入につきまして、農業委員会の意見を求められております。

今回は除外8件・編入1件の申出がございました。

それでは、[除外] 番号1番をご覧ください。

変更する用途は、一般住宅でございます。

変更する農地は、畑1筆、面積493㎡。

申出の理由ですが、申出者は、結婚して以来アパートで暮らしてきましたが、自己用住宅の建築を計画しました。申出地は実家から近く、子育ての協力得られ、自己用住宅の建築に適していることから今回の申出に至りました。

申出地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種 農地と考えられますが、既存集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農 地の不許可の例外に該当すると考えられます。

申出地は集団的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が [除外] 1番でございます。

つづきまして、番号2番をご覧ください。

変更する用途は、一般住宅でございます。

変更する農地は、畑1筆、面積420㎡。

申出の理由ですが、申出者は、結婚して以来アパートで暮らしてきましたが、子 供の出産に伴い自己用住宅の建築を計画しました。申出地は夫婦双方の実家ヘアク セスしやすく、子育ての協力を得られ、自己用住宅の建築に適していることから今 回の申出に至りました。

申出地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種 農地と考えられますが、既存集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農 地の不許可の例外に該当すると考えられます。

申出地は集団的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が2番でございます。

つづきまして、番号3番をご覧ください。

変更する用途は、一般住宅でございます。

変更する農地は、畑1筆面積1,000㎡の内236.67㎡。

申出の理由ですが、申出者は、結婚して以来アパートで暮らしてきましたが将来 の子育てを考え、自己用住宅の建築を計画しました。申出地は実家へアクセスしや すく、子育ての協力を得られ、高齢の祖母の介護に協力することができ、自己用住 宅の建築に適していることから今回の申出に至りました。 申出地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種 農地と考えられますが、既存集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農 地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、申出地は集団的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼす おそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周 辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が3番でございます。

つづきまして、番号4番をご覧ください。

変更する用途は、駐車場でございます。

変更する農地は、畑2筆、面積1,229㎡。

申出の理由ですが、申出者は貸倉庫業を業とする法人でございます。

工業団地内に物流倉庫を設置し、各企業に貸し出しておりますが、さらなる貸し出しの問い合わせが多数あり、需要が見込めることから、工業団地内に新たに倉庫を建設することを計画しております。工業団地内の建設予定地は現在駐車場として利用していることから、代わりの駐車場敷地が必要であり、申出地は貸倉庫に隣接しているため駐車場敷地として適地であり、今回の申出に及んだとのことです。

申出地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、既存敷地の2分の1以内の拡張であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。なお、既存敷地面積が161,700㎡に対し、拡張面積が1,229㎡であり、2分の1以内であることを確認しております。

なお、申出地は集団的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼす おそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周 辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が4番でございます。

つづきまして、番号5番をご覧ください。

変更する用途は、一般住宅でございます。

変更する農地は、畑1筆面積1,107㎡の内491.01㎡。

申出の理由ですが、申出者は、結婚して以来アパートで暮らしてきましたが、子 供の就学に伴い自己用住宅の建築を計画しました。申出地は実家へアクセスしやす く、子育ての協力を得られ、自己用住宅の建築に適していることから今回の申出に 至りました。

申出地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種 農地と考えられますが、既存集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農 地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、申出地は集団的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼす おそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周 辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。 以上が5番でございます。

つづきまして、番号6番をご覧ください。

変更する用途は、一般住宅でございます。

変更する農地は、畑1筆面積631㎡の内489.09㎡。

申出の理由ですが、申出者は、結婚して以来アパートで暮らしてきましたが、子供の出産予定に伴い自己用住宅の建築を計画しました。申出地は実家へ近く、子育ての協力を得られ、将来の介護も可能で自己用住宅の建築に適していることから、今回の申出に至りました。

申出地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種 農地と考えられますが、既存集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農 地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、申出地は集団的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼす おそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周 辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が6番でございます。

つづきまして、番号7番をご覧ください。

変更する用途は、駐車場でございます。

変更する農地は、畑2筆、面積2,227㎡。

申出の理由ですが、自動車の販売・修理・リースを業とする法人で、小山市に事業所を構えています。今まで、土地を借りて駐車場として利用してきましたが、所有者の都合により、返却することになりました。駐車場の確保が必須の状況であることから、土地を探したところ、申出地は工場から近く、必要面積も確保できることから、今回の申出に及んだとのことです。

申出地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種 農地と考えられますが、既存集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農 地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、申出地は集団的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼす おそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周 辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が7番でございます。

つづきまして、番号8番をご覧ください。

変更する用途は、社会福祉施設でございます。

変更する農地は、畑3筆、面積2,458,54㎡の内2,172,86㎡。

申出の理由ですが、申出者の社会福祉法人は市内を中心に障がい者支援施設の運

営をしております。 申し出のあった施設は日中サービス型支援施設であり、高度 障がい者と若年層でありながら、高齢化傾向にある利用者を中心とした施設です。 これらの施設は夜間だけでなく日中の時間帯もグループホームで過ごすことがで き、今までカバーできなかった支援ができる施設とのことです。

申出地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農振除外後の農地 区分は第1種農地と考えられますが、土地収用法に該当する事業のための転用であ り、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、申出地は集団的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼす おそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周 辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が8番でございます。

つづきまして、「編入]番号1番をご覧ください。

変更する用途は、農用地でございます。

変更する農地は、田1筆、面積86㎡。

申出の理由ですが、申出地は大正時代の耕地整理の際に誤って登記が閉鎖され、 無地番になってしまっている状態でした。これを是正するために、土地の表題登記 を行いました。

申出地は周辺が農振農用地であり現在も田として耕作されていることから、編入 の申し出をしたとのことです。

以上が[編入] 1番でございます。

以上、9件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 議長

事務局の説明が終わりました。

引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

なお、議案書5ページ後段に記載の編入案件、番号1番については、地元委員の 補足説明は省略します。

## 5番 板子委員

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は、結婚して以来アパートに居住してきましたが、自己用住宅の建築を計画しました。申出地は実家から近く、子育ての協力や、高齢の両親をサポートすることに都合が良く、自己用住宅の建築に適していることから、申出に至ったとのことです。

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障 を及ぼすおそれがないと思われます。

その他、ただいまの事務局説明のとおり相違はござません。ご審議のほど、よろ

しくお願いいたします。

## 5番 板子委員

続きまして、番号2番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は、結婚して以来アパートに居住してきましたが、子供が誕生し、自己用住宅の建築を計画しました。申出地は夫婦双方の実家へのアクセスが良く、子育ての協力に都合が良く、自己用住宅の建築に適していることから、申出に至ったとのことです。

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障 を及ぼすおそれがないと思われます。

その他、ただいまの事務局説明のとおり相違はござません。ご審議のほど、よろ しくお願いいたします。

## 17番 本橋委員

番号3番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は、結婚して以来アパートに居住してきましたが、自己用住宅の建築を計画しました。申出地は申出人の実家から近く、高齢の両親をサポートすることに都合が良く、自己用住宅の建築に適していることから、申出に至ったとのことです。

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障 を及ぼすおそれがないと思われます。

その他、ただいまの事務局説明のとおり相違はござません。ご審議のほど、よろ しくお願いいたします。

## 18番 上野委員

番号4番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、貸倉庫を業とする法人でございます。工業団地内には現在 5棟の倉庫があり、企業に貸し出しております。工業団地内の企業から更なる貸し 出しの問い合わせが多数あり、需要が見込めることから、倉庫の建設を計画しております。倉庫を建設することで、駐車場が不足することになるため、駐車場の確保 が必要であり、今回の申出に至ったとのことです。

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障 を及ぼすおそれがないと思われます。

その他、ただいまの事務局説明のとおり相違はござません。ご審議のほど、よろ しくお願いいたします。

## 18番 上野委員

続きまして番号5番について、本来は須藤委員の担当地区ですが、所用で欠席の ため、代わりに補足説明いたします。

この件に関しまして、結婚して以来アパートに居住してきましたが子供の就学に 伴い、自己用住宅の建築を計画しました。申出地は、申出人の実家から近く、高齢 の両親をサポートすることに都合が良く、自己用住宅の建築に適していることから、申出に至ったとのことです。

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障 を及ぼすおそれがないと思われます。

その他、ただいまの事務局説明のとおり相違はござません。ご審議のほど、よろ しくお願いいたします。

## 11番 永嶋委員

番号6番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、結婚して以来アパートに居住してきましたが、出産の予定 に伴い自己用住宅の建築を計画しました。申出地は申出人の実家から近く、隣接地 には姉夫婦も居住しており、子育ての協力や高齢の両親をサポートすることに都合 が良く自己用住宅の建築に適していることから申出に至ったとのことです。

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障 を及ぼすおそれがないと思われます。

その他、ただいまの事務局説明のとおり相違はござません。ご審議のほど、よろ しくお願いいたします。

## 9番 知久委員

番号7番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、自動車の修理、販売を業とする法人でございます。車両置場として現在契約している土地の返還を要請されており、新たな車両置場の確保が必要であり、今回の申出に至ったとのことです。

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障 を及ぼすおそれがないと思われます。

その他、ただいまの事務局説明のとおり相違はござません。ご審議のほど、よろ しくお願いいたします。

# 8番町田委員

番号8番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は障がい者向けグループホーム市内及び近隣市町で15か所経営しております。現在の社会環境において必要性が高い、高齢障がい者向けのグループホームが必要になったことから、今回の申出に至ったとのことです。

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障 を及ぼすおそれがないと思われます。

その他、ただいまの事務局説明のとおり相違はござません。ご審議のほど、よろ しくお願いいたします。

#### 議長

ただいま、地元委員からの補足説明がありましたが、この議案についてご意見、 ご異議はございませんか。 8番 町田委員 事務局説明の内容について伺います。8件の案件について、農用地への被害防除 措置とはどのような物でしょうか。

事務局

案件ごとに異なりますが、土砂の流出を防ぐ擁壁やフェンスの構築等であります。

議長

他に、質問等ございますか。

(特になし)

議長

ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。

議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について(重要変更)」に係る意見聴取を行った結果、農業委員会として、議案のとおり変更を承認する旨、答申してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長

それでは、議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について (重要変更)」について、農業委員会として、議案どおり変更することを承認する 旨、小山市長に意見を提出いたします。

農政課職員は退席してください。

(農政課職員退室)

議長

議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」審議いたしますが、その中に委員に関する案件があります。これは農業委員会法第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、この案件を先に審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長

それでは、はじめに議案第5号のうち、6ページ記載所有権移転分の番号3番、 及び10ページ記載利用権設定分の番号20番は本橋信男委員に関する案件ですの で、本橋委員は、一旦退出願います。

(本橋委員 退出)

議 長 所有権移転分の番号3番、及び利用権設定分の番号20番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、この議案について、ご意見、ご異議 はございませんか。

(特になし)

議 長 議案第5号のうち、所有権移転分の番号3番、及び利用権設定分の番号20番について可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは議案第5号「農業経営基盤強化促進法第による農用地利用集積計画の承認について」のうち所有権移転分の番号3番、及び利用権設定分の番号20番について、可決いたします。本橋委員は入場してください。

(本橋委員 入場)

議長 続きまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の 承認について」のうち所有権移転分の番号1番及び2番、並びに利用権設定分の番 号1番から19番、及び21番から23番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、この議案について、ご意見、ご異議 等はございませんか。

(特になし)

議長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。 議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認につい て」、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の承認について」、可決いたします。

議 長 議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進 計画案について(再配分)」について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、この議案について、ご意見、ご異議 はございませんか。

(特になし)

議長で意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進 計画案について(再配分)」について、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用 集積等促進計画案について(再配分)」について、可決いたします。

議 長 議案第7号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務 の実施状況(案)について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、この議案について、ご意見、ご異議 はございませんか。

(特になし)

議 長 ご意見、ご異議が無いようですので、お諮りいたします。

議案第7号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況(案)について」について、可決してよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議長

それでは、議案第7号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況(案)について」、可決いたします。

議案書の(案)の字を削除くださいますよう、お願いいたします。

議長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、事務局の説明 を求めます。

事務局

(報告書の内容を読み上げる)

議長

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専 決処理案件について」及び、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による 農地転用届出の事務局長専決処理案件について」、事務局の説明を求めます。

事務局

(報告書の内容を読み上げる)

議長

以上で、本日の議題・報告はすべて終了となりますが、他に何かございますか。

(特になし)

議長

以上をもちまして、第36回小山市農業委員会総会を閉会いたします。